

福岡県医師互第 36 号
平成 20 年 3 月 7 日

各 支 部 長 殿

福岡県医師互助会
理事長 横倉 義 武
(公印省略)



福岡県医師互助会運営について

福岡県医師互助会の業務に関しましては、常々ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

平成 18 年に成立した改正保険業法と公益法人制度改革三法の施行により福岡県医師会として医師互助会運営ができない状況になることから、3 月 4 日開催の福岡県医師互助会臨時総代会において、福岡県医師互助会の今後のあり方について、下記の 6 項目を提案いたしましたところ可決されました。

これに伴い、平成 20 年 4 月以降、福岡県医師互助会への新規募集を行わないことといたしましたので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、現在入会を希望されている先生には、互助会の状況をご説明いただきますようお願い申し上げます。

おって、互助会会員への通知につきましては、5 月に総会を予定しておりますので、開催案内とともに 3 月末になりますことを申し添えます。

記

- ①平成 20 年度総代会において、平成 21 年 3 月 31 日をもって解散する。
(互助会会員の 3 分の 2 以上の賛成が必要)
- ②新規募集は平成 20 年 3 月 31 日をもって行わない。
- ③会費については、平成 20 年 3 月分まで徴収する。(平成 20 年 4 月以降から解散まで徴収しない)
- ④休業給付金・弔慰金については、平成 21 年 3 月 31 日分までを対象とする。
(申請書提出は、平成 21 年 4 月 20 日までとし、4 月末に支払い)
- ⑤平成 21 年 3 月 31 日の解散までの間に脱退された場合、現行の退会餞別金計算方法で行う。(既納会費×1/3 - (休業給付支給額))
- ⑥財産処分については、解散以降に還付する。



小郡三井医師会より

担当理事 永田正和・蒲池 壽